

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和5年6月12日（月）
午前9時59分～午前11時2分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 荒川洋平 副委員長 千葉栄幸
委員 板橋美保 委員 大泉徳子
委員 齋 浩美 委員 及川秀一
委員 菊地 忍
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 建設部長 村上 諭
出席をした 建設部次長兼 菊地 浩 幸
者の職氏名 都市計画課長 小 泉 敏
都市計画課長補佐兼 佐山 昭 徳
建築係長 都市計画課技術補佐兼
都市計画係長 都市計画課技術主幹兼
公園係長 白坂 竜 介
- 6 事務局職員 主 査 菅 原 翔 太
- 7 付議事件
(1) 所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査について
(2) 陳情第2号 名取市が管理する公園の目的外使用許可に
ついての陳情

午前9時59分 開 会

○委員長（荒川洋平） 出席委員は、定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから、建設経済常任委員会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、建設部長等の出席を求めていますので、報告をいたします。

なお、本日の会議に係る資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（1）所管事務及び議案関連事業箇所等の現地調査についてを議題といたします。

本日の行程等につきましては、さきの委員会において決定しているとおりであります。

それでは、これより現地調査日程に基づき現地調査を行います。

現地調査終了まで、休憩いたします。

午前 9時59分 休 憩

午前10時43分 再 開

○委員長（荒川洋平） 再開いたします。

これより、付議事件の（2）陳情第2号 名取市が管理する公園の目的外使用許可についての陳情を議題といたします。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに、執行部より、陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、その後、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位より御意見を伺う形で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午前10時44分 休 憩

○陳情第2号 名取市が管理する公園の目的外使用許可についての陳情
(都市計画課)

- ・陳情があった名取市の西部地区には、ゆりが丘地区に6公園、那智が丘地区に8公園、相互台地区に11公園、みどり台地区に7公園の合計32公園がある。
- ・公園の使用許可申請については、西部地区含めて全ての地区で令和元年度から令和5年6月末までに合計175件の申請があり許可している。令和元年度から令和3年度までは新型コロナウイルスの影響により申請数が減少したが、令和4年度は年間50件を超え、令和5年度も6月現在で50件を超えており平常に戻ってきている。西部地区にある公園での使用許可の主な内容としては、狂犬病予防接種の会場の借上げ、子供会の資源回収、野菜市等がある。
- ・那智が丘地区において令和4年度及び令和5年度に那智が丘まちづくり野菜市開催のため使用を許可した例があり、今回の陳情の趣旨はまちづくりの一環であるとの考えから、申請があれば許可は可能と考えている。

問 目的外使用の許可にについて、全て許可するわけではないと思うが、許可する基準はあるか。

答 名取市都市公園条例第2条で、都市公園において市長の許可を受けなければならないことを規定している。一つ目は、行商、募金その他これらに類する行為をすること。二つ目は、業として写真、映画又はテレビを撮影すること。三つ目は興業を行うこと。四つ目は、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用することと規定しており、これらが許可の対象となる。

問 陳情の内容で具体的に自動販売機やデジタルサイネージの設置の許可をお願いしたいとのことだが、このような申請があった場合は許可となるか。

答 陳情の理由に書いてあるとおり、買物難民など困っている方のため公園を使用したいとの陳情の趣旨であり、一つのまちづくりとしての御意見で、困った方の手助けになると感じていることから、使用の許可を考えている。

問 目的外使用許可のお知らせを市のホームページで見つけることができなかったが、市民に向けて分かりやすく公表しているか。

答 市のホームページの都市計画課のページに掲載している。

問 仮に自動販売機を設置したいとの申請があった場合に、設置にかかる使用

料は年額6万円だと思うが、いくらかかるか。

答 6万円としている。

問 地域の方のために申請があった場合は、使用料を減免することは可能か。

答 申請内容による。

問 今回の陳情者が使用許可の申請をして却下したことはあったか。

答 今回の陳情者からの申請自体がまだない。

午前10時54分 再開

○委員長（荒川洋平） 再開いたします。

以上で、陳情1か件に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部の皆さんには、大変お疲れさまでした。

暫時、休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 再開

○委員長（荒川洋平） 再開いたします。

これより、陳情1か件の調査について、取りまとめを行います。

委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午前10時54分 休憩

○陳情第2号 名取市が管理する公園の目的外使用許可についての陳情

*各委員からの意見

・買物難民のための陳情であることから、市として取り組む買物難民のための事業をもっと周知すべき。その上で、自動販売機を設置したいとのことであれば、担当課に申請することで許可が下りることを陳情者に伝えるべき。

・ホームページに使用許可についての申請方法等が掲載されているが分かりづらいため、改善すべき。

・今回の陳情の目的外使用許可について、まちづくりに関連して取り組む内容であることから、自動販売機の設置を考えているのであれば申請することができる旨を陳情者に伝えるべき。

・陳情の内容を見ると高齢者の健康づくりを配慮する文言があり、陳情者は買物に行くことによる健康づくりを目的としていて、高齢者の不便さや認知症、

成人病の進行を心配しているため、市で取り組む高齢者のための事業も陳情者に伝えるべき。

・地域住民の全体的な意見もあると思うので、陳情者だけではなく近隣住民の声もしっかり市で聞き取り、不便さがないように努めるべき。

*委員会として取りまとめた意見

使用許可の申請について、分かりやすく周知や案内をするべきこと、申請があった場合は、許可の手続を適切に行うよう努めること。

午前11時2分 再開

○委員長（荒川洋平） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情1か件の調査に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒川洋平） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回委員会においてお示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

なお、次回委員会は、6月19日月曜日午後1時、議員協議会室において開催いたしますので、御参集くださいますようよろしくお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時2分 散会

令和5年6月12日

建設経済常任委員会

委員長 荒川 洋平